

西宮市立こども園預かり保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立幼保連携型認定こども園条例（西宮市条例第41号）第4条3項に基づき、認定こども園の教育・保育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)の終了後に、引き続き児童を認定こども園で預かり、必要な保育をすること(以下「預かり保育」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児)

第2条 市長の指定する市立こども園（以下「こども園」という。）に在籍する教育・保育給付認定子どものうち、保護者が預かり保育を希望する児童を対象とする。

(預かり保育を行わない日)

第3条 預かり保育は次に掲げる日においては実施しない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) その他、市長が指定する日

(保育時間)

第4条 預かり保育を実施する時間は、次の表のとおりとする。

区分	実施時間
3歳児（長期休業日以外）	13:00～16:30
4・5歳児（長期休業日以外）	14:00～16:30
長期休業日	9:00～16:30

(利用料)

第5条 預かり保育の利用料は、次の表のとおりとする。

区分	利用料
長期休業日以外	400円/日
長期休業日	800円/日
生活保護世帯、市民税非課税世帯（母子・父子世帯等）、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもとして法第30条の5第1項の認定を受けた者	0円

(支払)

第6条 原則、市長が指定するキャッシュレス決済での支払いとする。ただし、市長が認めるやむを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

2 支払は原則、利用日の降園時に園内でおこなうものとする。

(申請等)

第7条 保護者が預かり保育の利用を希望する場合は、園へ直接事前申請をおこなうものとする。

2 事前申請をおこなっていない場合であっても、教育時間を一定経過してからの降園となった場合は預かり保育の利用とみなし、保護者は利用料を支払うものとする。

(間食の提供)

第8条 延長児童に対しては、必要に応じ、その時間内に間食の提供をおこなう。提供時は昼食と同様の食物アレルギー等対応を実施する。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。